

手当及び医療費助成制度一覧

子ども家庭部 子ども家庭課

種類	支給額等	対象	支給月	備考
児童扶養手当	児童1人目の金額 月額42,330円～9,990円 児童2人目の加算額 10,000円～5,000円 児童3人目以降の加算額 6,000円～3,000円 (所得によって変わる)	次のいずれかに該当する18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(児童扶養手当・ひとり親家庭の医療費助成は、障害児の場合20歳未満)の児童を養育している父または母もしくは養育者 (1)父母が離婚 (2)父または母が死亡、生死不明 (3)父または母が重度の障害をもつ (4)父または母が1年以上の遺棄・拘禁 (5)父または母がDV保護命令を受けた (6)母の婚姻によらない出生	●申請月の翌月分から支給 ●支給月 8月(4月分～7月分) 12月(8月分～11月分) 4月(12月分～3月分)	●所得制限あり ●施設等の入所、里親に委託している場合等は除く ●公的年金受給の場合は、支給制限あり ●受給してから5年等経過している受給者は、就労等自立を図るための活動をしている、又は就労困難な事情(障害、病気、親族の介護等)がある場合を除き、支給決定した額の半額を支給する
	ひとり親家庭等の医療費助成		健康保険適用の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費	●申請日から助成対象
児童育成手当	(1)育成手当 児童1人につき 月額13,500円	次のいずれかに該当する20歳未満の心身障害児 (1)知的障害児で、「愛の手帳」の1・2・3度程度 (2)身体障害児で、「身体障害者手帳」の1・2級程度 (3)脳性まひまたは進行性筋萎縮症	●申請月の翌月分から支給 ●支給月 6月(2月分～5月分) 10月(6月分～9月分) 2月(10月分～1月分)	●所得制限あり ●施設等の入所、里親に委託している場合等は除く
	(2)障害手当 児童1人につき 月額15,500円			